

【芦原新校】小諸市立小中学校 統合準備委員会に関するお知らせ



芦原中学校区の学校再編にあたっては、小諸市立小中学校統合準備委員会内に4つの専門部会を設置し、統合に伴う諸課題について情報交換・調査検討を行っていくこととしています。専門部会の名称・主な所掌事務は下記のとおりです。

☎ 学校教育課 再編整備係

総務部会

校名・校章・校歌・制服・運動着・通学かばん
ランドセル・儀式的行事・広報活動 ほか

(付託事項)

- 01 学校生活に関すること
- 02 学校行事に関すること
- 03 広報及び市民への周知に関すること
- 04 他の専門部会に属さない事項
(学校備品や所蔵品等)に関すること



PTA・地域部会

PTA 組織・運営、PTA 会則・会費、各校独自の地域活動、コミュニティスクール、各校既存の応援団、学習ボランティア、放課後の児童施設 ほか

(付託事項)

- 01 PTA 活動に関すること
- 02 地域連携に関すること
- 03 交流活動に関すること
- 04 その他 PTA 及び地域に関すること



通学部会

通学路、通学方法、通学バスの運行、費用負担、安全対策、見守り隊活動 ほか

(付託事項)

- 01 通学路や通学方法に関すること
- 02 通学バスの運行に関すること
- 03 登下校中の安全対策に関すること
- 04 その他通学(費用負担等)に関すること



教育部会

教育理念・方針、グランドデザイン、教育課程編成、教科指導、部活動・課外活動 ほか

(付託事項)

- 01 教育理念に関すること
- 02 学校運営に関すること
- 03 教育課程編成に関すること
- 04 その他教育に関すること



定額減税補足給付金(不足額給付)の お知らせ

☎ 税務課 市民税係



国の経済対策に基づき、令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)において支給額に不足が生じた方等に対し、以下の給付金が支給されます。

■ 不足給付額①

当初調整給付は、令和5年分の所得等を基にした推計額を用いて算定されています。このため、令和6年分の所得税等が確定し、本来給付すべき額と当初調整給付の額との差額(不足額)が生じた場合は、その差額が支給されます。

■ 不足給付額②

以下の①～③の全てに該当する場合、所定の額が支給されます。

- ① 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割がともに定額減税前税額が0円であること
- ② 税制度上「扶養親族等」の対象外であること
- ③ 令和5年度、令和6年度に実施した「低所得世帯向け給付対象」でないこと

■ 申請方法

給付対象者と見込まれる方へ「支給のお知らせ」や「確認書」等を8月下旬に送付します。通知の内容に従って申請の手続きをしてください。

なお、所定の期間に手続きが完了しない場合は給付金を受け取れなくなります。ご注意ください。

■ 支給時期

初回の支給は、9/19(金)を予定しています。その後は、書類の受付と確認が済み次第で随時に支給します。

■ 申請期限

R7/10/31(金)まで

詳細は小諸市 HP から
ご覧になれます▶

